

## 10-4：災害発生時における相互協力に関する協定（加古川学園）

加古川市（以下「甲」という。）と加古川学園（以下「乙」という。）は、加古川市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、加古川市内に発生した災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民などの避難所
- (2) 防災関係機関の活動拠点等

### （使用の申請等）

第3条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) 家庭寮
- (2) 駐車場
- (3) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

### （申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの前条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

### （許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

### （使用時の注意事項）

第6条 甲は、第3条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第7条 甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第2条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項及び前条第3項に規定する経費以外で発生した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月9日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市  
加古川市長 岡田康裕

乙 加古川市八幡町宗佐544番地  
加古川学園  
加古川学園長 末信眞司